

貴徹第1号ニテ本月二日より同盤四脱業ニ入り貴理人より少勤ヲ促せんニ志スルニ
 自宅ニ在リテ解決ヲ待テタルトシ同日六日自己ノ車ホハ巻シテモ解雇者ヲ出サス
 其ノ後使用ノ条件ニテ又解雇者解雇手立増額母身徹シタリヨリ車出取回ニ同
 意シ本月八日より全身就業セリ、貴理人ハ四脱業女工ニシテ志出勤ヲ促シタリ
 何等討策ヲ講ス作業ハ自己ノニテ継続中同月八日より全女工出勤シ手摺
 ニ就業シタリ、

要由事項 (一) 貴方生活ニ得テ解雇手立ノ支給 (金額不明ナリ)

(二) 今ノ後手摺取合ハ手立トシテ自ニテモラフ也

解決事項 (一) 解雇手立トシテ新井中島両者ニ対シ一人宛金百円支給

(二) 女子手摺日者申出ハ撤回シ全女工ヲ従来ノ通り使用スルニト